

(別添)

建築士事務所の監督処分情報

処分年月日	名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
平成30年10月19日	イチロウ二級建築 企画事務所	秋田市河辺諸井 字大部46-1	五十嵐 一郎	二級建築士事務所	第13-10B-1037号	建築士事務所の閉鎖3月間 (平成30年11月1日から 平成31年1月31日まで)	建築士事務所の管理建築士が、平成30年10月19日付けで秋田県知事から、建築士法第10条第1項の規定に基づき、平成30年11月1日から3月間の業務の停止を命じられた。 また、建築士事務所の開設者が、建築士法第24条の8第1項に規定する書面の交付を行わなかった。